様式第6号(第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項関係)

|  |
| --- |
| 地質分析結果証明書年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　殿分析機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境計量士　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　年　　月　　日に依頼のあった検体について，土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し，計量した結果等を次のとおり証明します。(検体番号　　　　　　　　　　　　　) |
| 項目 | 単位 | 測定値 | 基準値 | 測定方法 |
| カドミウム | mg／l | 　 | 0.003 | 日本産業規格　K0102　55.2，55.3又は55.4 |
| 全シアン | mg／l | 　 | 不検出 | 日本産業規格　K0102　38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。)，昭和46環告第59号付表1 |
| 有機燐 | mg／l | 　 | 不検出 | 昭和49環告第64号付表1，日本産業規格　K0102　31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては，昭和49環告第64号付表2) |
| 鉛 | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0102　54 |
| 六価クロム | mg／l | 　 | 0.05 | 日本産業規格　K0102　65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170―7の7のa)又はb)に定める操作を行う。) |
| 砒素ひ | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0102　61 |
| 総水銀 | mg／l | 　 | 0.0005 | 昭和46環告第59号付表2 |
| アルキル水銀 | mg／l | 　 | 不検出 | 昭和46環告第59号付表3，昭和49環告第64号付表3 |
| PCB | mg／l | 　 | 不検出 | 昭和46環告第59号付表4 |
| ジクロロメタン | mg／l | 　 | 0.02 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.2 |
| 四塩化炭素 | mg／l | 　 | 0.002 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.4.1，5.5 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | mg／l |  | 0.002 | 平成9環告第10号付表 |
| 1,2-ジクロロエタン | mg／l | 　 | 0.004 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.3.2 |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg／l | 　 | 0.1 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.2 |
| 1,2-ジクロロエチレン | mg／l | 　 | 0.04 | シス体にあっては日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.2，トランス体にあっては日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1  |
| 1,1,1-トリクロロエタン | mg／l | 　 | 1 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.4.1，5.5 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | mg／l | 　 | 0.006 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.4.1，5.5 |
| トリクロロエチレン | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.4.1，5.5 |
| テトラクロロエチレン | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1，5.4.1，5.5 |
| 1,3-ジクロロプロペン | mg／l | 　 | 0.002 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.1 |
| チウラム | mg／l | 　 | 0.006 | 昭和46環告第59号付表5 |
| シマジン | mg／l | 　 | 0.003 | 昭和46環告第59号付表6第1，第2 |
| チオベンカルブ | mg／l | 　 | 0.02 | 昭和46環告第59号付表6第1，第2 |
| ベンゼン | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0125　5.1，5.2，5.3.2 |
| セレン | mg／l | 　 | 0.01 | 日本産業規格　K0102　67.2，67.3，67.4 |
| ふっ素 | mg／l | 　 | 0.8 | 日本産業規格　K0102　34.1(34 の備考1を除く。)，34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては，蒸留試薬溶液として，水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル，りん酸60ミリリットル 及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し，水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い，日本産業規格K0170-6の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。），34.1.1c)(注(2)第3文，34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7 |
| ほう素 | mg／l | 　 | 1 | 日本産業規格　K0102　47.1，47.3，47.4 |
| 1,4-ジオキサン | mg／l |  | 0.05 | 昭和46環告第59号付表8 |
| 農用地(田に限る。) | 砒素 | mg／kg | 　 | 15 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条ひ | 含有試験 |
| 銅 | mg／kg | 　 | 125 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条 |
| 水素イオン濃度指数 | - |  | 4以上9未満 | 地盤工学会基準 JGS 0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」 |
| 検体の性状 | 形状 | 　 | 色 | 　 | におい | 　 |
| 備考 | 　 |

　備考　1　「昭和46環告第59号」とは，水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。

　　　　2　「昭和46環告第64号」とは，環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

 3 「平成9環告第10号」とは，地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。